

## 意見募集要領

「第3次東大和市障害者総合プラン（案）」に係るパブリックコメントを実施します。

「第3次東大和市障害者総合プラン」は、「第6次障害者計画」・「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」を総合的かつ一体的に策定するものです。計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間であり、令和5年度中に策定することとなっております。このたび、「第3次東大和市障害者総合プラン（案）」をとりまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次のとおりパブリックコメントを実施します。

### 1 目的

「東大和市障害者総合プラン」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」（市における障害のある人の施策に関する基本的な計画）と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」（障害者総合支援法に定められた障害福祉サービスの円滑な実施に関する計画）及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」（児童福祉法に基づく障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画）を総合的かつ一体的に策定するものです。

### 2 「第3次東大和市障害者総合プラン（案）」に対する基本的な考え方

- (1) 本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」策定の考え方、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針、障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえた内容とします。
- (2) 第2次東大和市障害者総合プラン策定後の医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）、障害者権利条約についての国連権利委員会の勧告（令和4年9月）、改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月予定）、改正障害者総合支援法等の施行（令和6年4月等予定）などの新たな障害者施策を踏まえた内容とします。
- (3) 第2次東大和市障害者総合プランの目標及び施策体系を基本としつつ、取組項目を見直し、修正、追加を行います。
- (4) 本計画の理念を『障害のある人が、住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けられる「共生のまち」をめざして』として、理念を実現するために以下の4つの目標を掲げます。
  - ①自立を支える基盤の整備と充実
  - ②自立を支えるサービスの充実
  - ③ライフステージに対応した支援の充実
  - ④共生社会実現をめざした地域づくり
- (5) 本計画の期間中に、特に重点的に取組む項目として、以下の重点施策を掲げます。
  - ①障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策
  - ②地域で安心して暮らし続けるための施策
  - ③地域共生社会実現のための施策

### 3 内容

基本事項として下記の事項を記載しています。

#### 【理念と目標】

- ◎計画の理念
- ◎計画の目標
- ◎重点施策
- ◎施策の体系

#### 【障害福祉をめぐる東大和市の状況】

- ◎障害のある人の状況
- ◎障害福祉サービスの利用の状況
- ◎アンケート調査結果

#### 【障害のある人に係る施策の展開】

- ◎障害のある人に対する差別の解消及び権利擁護の推進
- ◎相談支援体制の充実
- ◎関係機関のネットワーク構築
- ◎サービス利用支援
- ◎障害者総合支援法に基づく給付費の支給
- ◎日常生活の支援
- ◎情報・コミュニケーションの支援
- ◎移動・外出のための支援
- ◎医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施
- ◎手当等の支給
- ◎障害のある子どもへの支援
- ◎就労の支援
- ◎生涯学習と社会参加の支援
- ◎障害のある人への理解促進及び地域におけるインクルージョンの推進
- ◎共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成
- ◎安全・安心なまちづくり

#### 【数値目標と確保のための方策】

- ◎令和8年度の数値目標
- ◎障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策
- ◎障害児支援の見込量とその確保のための方策
- ◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ◎相談支援体制の充実・強化のための方策
- ◎障害福祉サービスの質を向上させるための取組
- ◎地域生活支援事業の実施に関する事項

## 【計画の実施と評価】

◎障害のある人の地域生活支援の仕組み

◎計画の評価と進行管理

### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

### 5 意見の提出期間

令和5年12月4日（月）から令和6年1月4日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 ⇒ 広報・広聴 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 地域福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階8番窓口）  
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

### 7 市民説明会

第1回 令和5年12月8日（金）午後1時～3時 市役所会議棟第1・2会議室

第2回 令和5年12月9日（土）午前10時～正午 市役所会議棟第1・2会議室

※申し込み不要。直接会場へお越しください。

※手話通訳が必要な場合は12月5日（火）までに申し込んでください。

申込先：地域福祉部 障害福祉課 TEL 042（563）2111（内線1129）

FAX 042（563）5928

### 8 意見の提出先、方法及び提出様式等

#### (1) 提出先

地域福祉部 障害福祉課（電話042-563-2111 内線1129）

#### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 地域福祉部 障害福祉課（東大和市役所1階8番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和中央3-930 東大和市地域福祉部 障害福祉課宛て
- ・FAX 042-563-5928

- ・電子メール [shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.higashiyamato.lg.jp)
- ・電子申請（下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、URLからアクセスしてください。）



<https://logoform.jp/form/VfYv/434215>

### （3）提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。  
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人  
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等  
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

## 9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。